

平成22年度小松島市事務事業評価シート

事業の位置づけ（基本事項）				整理番号	6 - 3 - 25
事務事業名	子ども手当扶助費			担当課係	児童福祉課
総合計画上の位置付け	大項目	2. 「安心」のまちづくり		記入担当者	
	中項目	その人がその人らしく住める地域社会		内線等	
	小項目	5. 地域において安心して出産し、子育てできる環境の整備		E-mail	
事業の実施主体	市（委託・補助事業含む）			事業区分	経常事業
事業予算費目	款	3	民生費	項	3
	目	8	子ども手当費	事業	2
開始年度	平成	22	年度	根拠法令・要綱等	子ども手当法、子ども手当交付要綱等

事務事業の概要（実施内容）

事業の対象	(誰の、何のために事業を実施するのか) 0歳から中学校修了までの児童及びその児童を監護、生計同一、又は生計維持している保護者等の受給者
事業の目的 (意図)	(事業実施によってどういう状態にしたいのか) 子ども手当を支給することにより、児童の養育に係る経済的負担軽減策の一助として、児童を養育する世帯の生活基盤の安定に資することに繋がることを目的とする。
事業の内容 (内容・手法等)	(どういった仕事の内容で、どのような手法・手順で実施しているか) 0歳から中学校修了までの児童及びその児童を監護、生計同一、又は生計維持している保護者等の受給者を対象として、所得制限を設けず、子どもの年齢や出生順位にかかわらず、一律に月額1万3千円を支給する。
事業の背景 (経緯等)	(事業開始の背景やこれまでの経緯) 平成21年12月23日の4大臣合意「平成22年度予算における子ども手当等の取扱いについて」に基づき、平成22年度政府予算案に所要額を計上、法律案を平成22年1月からの通常国会に提出し可決され、平成22年4月1日より子ども手当法として施行された。

事務事業の業績・推移（目標・実績）

成果指標	指標名		指標の説明				指標化できない成果 申請に応じて支給するものであり、法定受託事務であることから、本市としての目標は設定していない。
	単位	H21	H22	H23	H24	将来目標	
						(年度：平成)	
	目標						
	実績						
	達成度						

活動実績・参考となる指標	指標名	単位		H21	H22	H23	H24	指標の説明
		支給延児童数	人	計画 実績		46,730		
	支給額	円	計画 実績		607,490,000			各年度支給実績
			計画 実績					
			計画 実績					

事務事業に係るコストの業績（目標・実績）

（単位：円）

		21年度決算	22年度決算	23年度決算	22年度予算	
全体コスト（円）	A 直接事業費		607,490,000	0	699,590,000	
	財源内訳	国庫支出金		475,899,331		
		地方債		0		
		利用者負担		0		
		一般財源		131,590,669		
	B 人件費 ×		1,242,713	0		
	職員平均人件費		6,213,566			
従事した割合 人		0.2				
A + B			608,732,713	0		
単位コスト	活動指標の説明		支給延児童数 46,730人		備考	
	活動指標1単位当たりコスト		13,027		平成21年4月1日現在 人口41,778人	
	市民一人あたりのコスト		14,666		平成22年4月1日現在 人口41,507人	

事業を取り巻く環境

国・県・他団体の動向や環境変化と今後の予測	(社会状況、法改正、規制緩和、周辺の状況等や今後の予測) 平成23年度以降の子ども手当については、平成21年12月23日の四大臣合意にもあるように、平成23年度予算編成過程において改めて検討し、その結果に基づいて平成23年度以降の支給のための所要の法律案を平成23年通常国会に提出する予定となっている。
事業に対する住民の意見	(意識調査・議会質疑等、事業に対する期待・要望・苦情など) 子ども手当は、次世代の社会を担う子どもの育ちを社会全体で支援する観点から実施するものであり、受給者(親)の所得制限を設けないとともに、支給対象も拡大され、一律に月額1万3千円を支給する制度であり、子どものための給付による子育て世帯の経済的負担軽減に資する施策である。

項目別評価・今後の課題

評価項目	評価結果(該当にチェック)	判断理由・評価コメント (具体的に記入すること)
必要性 (市民ニーズ)	必要性が高い	経済及び家庭状況の変化に伴い、子育てを行う家庭への現金給付制度の必要性は高くなっている。
	どちらかといえば必要性がある	
	必要性が低い	
	必要性がない	
妥当性 (市で行わなければならないか)	市が行わないといけない	子ども手当給付事業は、国によって創設された法定事務のため、市が行うことが義務づけられている。
	どちらかといえば市で実施	
	必然性が低い	
	必然性がない	
効率性 (事業の手法は効率よいが、コスト削減の余地はないか)	効率的である	子ども手当システムを導入し、事務の効率化を図っている。
	どちらかといえば効率的	
	どちらかといえば非効率的	
	非効率的	
緊急性 (他事業に優先し、実施する必要があるか)	緊急性が高い	国の少子化対策の柱として位置付けられており、他の事業に優先し、実施する必要がある。
	比較的緊急性がある	
	緊急性が低い	
	緊急性はない	
成果 (目的の達成状況)	成果が上がっている	児童手当から子ども手当への移行により、所得制限が撤廃され、子どもの年齢や出生順位にかかわらず、一律支給する制度となり、より多くの子育て世帯の経済的負担軽減が図られた。
	どちらかといえば上がっている	
	どちらかといえば上がっていない	
	成果は上がっていない	
今後の課題	平成22年4月1日より施行された「子ども手当法」は平成22年度のみ単年度法案であることから、国の予算編成の動向により、平成23年度以降、支給額の増額や現行の児童手当制度の仕組みが廃止となるかどうか、また、国の財源及び地方の財源負担の問題等を含め、制度の動向が定まっていない。	

一次評価(評価点は目安とし、総合的な評価をすること)

評価	事務事業の方向性	評価点による判定		判定に至った理由
		評価点	判定	
2	1 拡 充 す る	80点以上	2	国の制度として創設となる子ども手当制度は、多くの世帯を対象とするため、子育て世帯の経済的負担軽減の効果は大きい。平成22年度は、現行の児童手当法の規定に基づく地方負担(県・市等)を存続しており、児童手当と子ども手当との差額については、全額国庫負担となっているが、今後の国の制度設計の動向によっては、さらなる負担増も考えられる。
	2 現状のまま継続する	60~79点		
	3 改善・効率化し継続	50~59点		
	4 見直しの上縮小する	40~49点		
	5 終期設定し終了	30~39点		
	6 休 止	20~29点		
	7 廃 止	19点以下		

改善・効率化・見直しの方向性 一次評価の判定が3・4の時は、必ず記入すること。

【具体的な改善等取組内容(方向性・対象・手段等について記述)】

--

二次評価(所管担当の一次評価を、総合評価し判定すること)

評価	事務事業の方向性	判定説明
2	1 拡 充 す る	国の制度として創設となる子ども手当給付事業は、今後の国の動向次第で、給付額や地方負担額等の制度そのものが変動していくことも懸念されていることから、早期に安定的な制度化が望まれるところである。
	2 現状のまま継続する	
	3 改善・効率化し継続	
	4 見直しの上縮小する	
	5 終期設定し終了	
	6 休 止	
	7 廃 止	